

令和7年度 国立大学法人ガバナンス・コードに対する適合状況報告（ダイジェスト版）

基本原則1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築

- 宇都宮大学は、ミッションを踏まえ、法人の強みと独自性を活かして第4期中期目標期間の6年間で成し遂げるべき目標を4つのビジョンとして定め、その実現を目指した17の戦略を「宇都宮大学アクションプラン2022-2027」として学内外に公表し、それに基づき実行した成果の検証を学内の点検・評価委員会や、多様なステークホルダーで構成されるステークホルダー会議において実施し、検証結果に基づく意見を反映する体制を整備し、目標・戦略の実現や社会の要請に応じていくための取り組みを行っています。
- IR (Institutional Research) 機能により収集した情報を用いて部局毎の目標・戦略の進捗状況や成果をエビデンスベースで検証し、その結果を次期の目標・戦略策定に活用しています。
- 学長が重点を置く特命事項をより効果的に推進するため、各理事、副学長及び学長特別補佐の業務に必要とされる資質・能力を踏まえた選任、及び担当業務を明確にしています。
- 経営に必要な能力を備える人材を育成するために、大学の重要施策の学長補佐ポストとして副学長、学長特別補佐を適所に配置し、文部科学省や国立大学協会等が実施するマネジメントに関する研修会等へ積極的に参加をさせ、大学経営の一端を担わせています。

基本原則2 法人の長の責務等（法人の長の責務、役員会の責務、法人の長を補佐する理事及び副学長等の活用）

- 重点を置く特命事項を処理するため、理事、副学長、学長特別補佐の担当業務を明確にするとともに、業務を継続的かつ発展的に遂行するための戦略的な配置を行っています。また、内部統制システムを整備し、社会情勢や要請の変化によって連絡体制、意思決定の迅速化、リスク管理等について定期的な見直しを行っています。
- 役員及び副学長のみで構成される学長ラウンドテーブル及び戦略企画本部会議において、本学が戦略的に取り組むべき重要事項について十分な検討・討議を重ね、法人の適正な経営の確保に努めています。
- 役員、副学長、各学部長、研究科長及び学長特別補佐は、学長からの命を受けた各担当業務を遂行し、ビジョンの実現に向け、学長を補佐する体制を構築しています。
- 大学経営及びガバナンス強化のため、他国立大学の学長経験者等を理事として登用し、その経験と知見を活用して本学の経営に資することとしています。

基本原則3 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備

- 経営協議会は、学外から多様な意見を聴けるよう、県内外の産業界、自治体関係者、県内教育関係者等を中心とする有識者を学外委員として選任しています。
 - 学長選考・監察会議は、適正に学長選考を行うため、「学長選考実施要領」を定め、その責任と権限において主体的に選考を実施しています。
- 更には、より安定的なリーダーシップが発揮できるよう、中期計画期間の6年間で念頭に、学長の任期を4年（再任された場合の任期は2年）とし、引き続き6年を超えて在任できないこととしています。
- また、毎年度1回学長の業務執行状況を確認し、その結果について、速やかに学長に通知するとともに、大学HPにおいて公表しています。
- 監事は、会計業務の健全性のみならず、教育研究、社会貢献の状況、学長の選考方法及び法人内部の意思決定システムをはじめとした法人の経営が、適切かつ効果的・効率的に機能しているかについてチェックできる監査体制として、中間監事監査、期末監事監査、日常監事監査等の実施、及び重要な会議への出席、学長ラウンドテーブルの資料配付、並びに監査室を通じて関係資料の配付・説明を行っています。

基本原則4 社会との連携・協働及び情報の公表

- 社会に対する透明性を確保するため、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、法令上公開が定められていない情報についても、大学HPのほか、冊子媒体における大学案内等パンフレットにおいて情報を公表しています。
- 法人の強みと独自性を活かして第4期中期目標期間の6年間で成し遂げるべき目標を4つのビジョンとして定め、その実現を目指した17の戦略を「宇都宮大学アクションプラン」としてとりまとめ、このアクションプランに基づく取組状況や財務状況をステークホルダーの方々に分かるやすく伝えるため「宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書」を作成し、大学HP及び冊子にて学内外に公表しています。